

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

◁ 使用人兼務役員

Q：税法上、使用人兼務役員とはどのような役員ですか。また役員が使用人兼務役員として認められると、税法上どのような効果がありますか。

A：通常役員とは、商法上の取締役、監査役のことですが、税法上では、さらに使用人以外で会社の経営に従事する者も役員とみなしています。また役員であっても使用人としての職務を兼ねている場合は使用人兼務役員と呼び、一般の役員とは異なった取扱いをしています。

税法上の取扱いでは、役員の賞与は損金に算入することはできません。しかし、使用人兼務役員については、使用人分賞与は損金に算入されます。また、使用人兼務役員を賞与引当金繰入限度計算の対象にすることができます。

そこで、どこまでを使用人兼務役員と見るかが問題となってきます。

使用人兼務役員は、部長、支店長、工場長のように職務上の地位を有し、使用人として常に勤務しているものをいいます。取締役部長等がこれに該当するわけですが、営業担当取締役、経理担当取締役等の特定の部門を統括するものは、使用人兼務役員に該当しないので注意が必要です。

さらに、同族会社の役員はその持株割合が一定の割合以上の場合、使用人兼務役員には該当しません。

